

利用規約

第1章 総則

第1条（定義）

本規約における用語は次の意味を有するものとする。

- (1) 電動アシスト自転車 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業（以下「本事業」という。）において、米子市（以下「市」という。）が貸出しを行う電動アシスト自転車をいう。
- (2) GPSロガー 電動アシスト自転車に備え付けの位置情報記録装置をいう。
- (3) 利用者 市が開催する安全講習会を受講して受講証明書を交付され、本利用規約への同意書を市に提出したうえで、利用契約を締結して電動アシスト自転車の貸出しを受ける者をいう。
- (4) サービス 本事業において利用者に対して電動アシスト自転車を貸し出すことをいう。

第2条（規約の適用）

市は、本事業において電動アシスト自転車の貸出しを希望する利用者との間で本規約に基づき利用契約を締結し、別に定める貸出し期間中、電動アシスト自転車を貸し出すサービスを提供するものとする。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとする。

第2章 利用登録

第3条（利用登録）

- 1 電動アシスト自転車の貸出しを希望する者は、電動アシスト自転車貸出申込書（別紙様式第1号）及び本規約への同意書（別記様式第2号）に本人であることを確認できる書類を添えて、市が別に定める日までに市に申込を行うものとする。
- 2 市は、前項の規定による申請があったときは、当該申込内容が適当であると認めるときは、安全講習会の案内を申込者へ通知するものとする。
- 3 市が開催する安全講習会を受講して、受講証明書を交付されることで、利用契約が成立するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の締結を行わないことができるものとする。
 - (1) 市が規定する年齢要件（利用登録日時点で満60歳以上であること。）を満たさないとき。
 - (2) 住居地が淀江地区以外するとき。
 - (3) 貸出しを行う電動アシスト自転車の最低身長要件を満たさないとき。
 - (4) 既に本サービスで電動アシスト自転車の貸出しを受けているとき。
 - (5) 安全講習会を受講して受講証明書を交付された場合であっても、心身の状態から電動アシスト自転車を安全に運転することが困難であると市が判断したとき。
 - (6) 反社会的勢力に属していると認められるとき。
 - (7) 本規約に同意しないとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市が適当でないときと認めるとき。

第4条（サービスの利用条件）

利用者は、電動アシスト自転車の貸出しを受けた後に市が依頼する、電動アシスト自転車の利用状況等に関するアンケートに対して、必ず回答を行うものとする。

第5条（登録情報等の変更）

- 1 利用者は、利用登録の申込みに際して市に提供した個人情報、その他登録事項について変更が生じた場合には、その旨を直ちに市に連絡し、利用継続について、市の承認を得るものとする。市は、利用者から連絡された内容が、本規約第3条第3項各号のいずれかに該当するなどサービスの遂行において支障をきたすと判断した場合は、利用契約を解除することができるものとする。
- 2 利用者は、心身の状態が悪化した状況が継続し、電動アシスト自転車を安全に運転することが継続的に困難となった場合には、その旨を市に連絡しなければならないものとする。その場合、市は、安全上の観点から利用契約を解除することができるものとする。

第6条（利用登録の解除）

市は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らかの通知や催告を行うことなくサービスの利用を一時的に停止し、又は、利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 利用者が本規約に違反した場合
- (2) 利用者が電動アシスト自転車を運転中に交通事故、人身事故等を起こした場合
- (3) 利用者が第3条第3項各号のいずれかに該当した場合
- (4) 市が利用者と連絡が取れなくなった場合
- (5) 利用登録時の情報に誤りがあった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの利用継続が不適當であると市が判断した場合

第7条（本サービスの中止）

本サービスの一部又は全部の提供が不能又はその他の理由により、市がサービス継続を困難と判断した場合は、市は一方的にサービスを中止することができるものとする。

第8条（中途解約）

利用者は、利用契約期間中であっても、いつでも利用契約を解約することができるものとする。

第9条（利用契約の有効期間）

利用契約の有効期間は、利用契約の締結の日から本サービスの終了日までとする。

第10条（本サービスの実施期間）

市は、本サービスの実施期間を天候その他の運営上の理由により、予告無く変更する場合があります。

第11条（一時休止・再開）

市は、電動アシスト自転車の安全上の問題、GPSロガーの不具合の発生、その他の事由によりサービスの一時休止が必要と判断した場合には、電動アシスト自転車の返還を求めることができ、利用者はこれに応じなければならないものとする。

第3章 交通事故等の処理

第12条（事故の処理）

- 1 電動アシスト自転車の利用中に、当該自転車に係る事故が発生したときは、利用者は事故の規模にかかわらず法令上の措置を取るとともに、次の各号に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 直ちに事故の状況等を所管の警察及び市に連絡すること。
 - (2) 当該事故に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、予め市の承諾を受けると。
- 2 利用者は、前項によるほか自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとする。

第13条（故障・盗難等の処理）

- 1 利用者は、電動アシスト自転車及びGPSロガーの異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、市に連絡するとともに、市の指示に従うものとする。
- 2 利用者は、電動アシスト自転車（貸出しを行う附属品を含む。）やGPSロガーの盗難が発生したときは、直ちに盗難の状況等を所管の警察及び市に連絡するとともに、市の指示に従うものとする。また、利用者の責に帰すべき場合、利用者は盗難にかかる負担金として市が指定する金額を支払うものとする。

第14条（補償）

- 1 市は、利用者が電動アシスト自転車を借り受けしている期間については、当該自転車に掛かる損害保険を付保するものとし、利用者は当該保険の保険約款に同意するものとする。利用者が負担した損害賠償責任を保険約款に定める限度内で補償するものとし、補償限度額を超える損害については、利用者の負担とする。
- 2 警察及び市に届出のない事故又は、利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、前項に定める補償が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等、保険約款により第1項に定める補償が適用されない場合の損害については、利用者が全てそれを負担するものとする。

第4章 責任

第15条（定期点検整備）

市は、電動アシスト自転車に対して、市の定める基準により定期点検整備を実施する。

利用者は、貸し出された電動アシスト自転車について、市から点検整備を行う旨の連絡があった場合、これに応じなければならないものとする。

第16条（利用前点検）

- 1 利用者は、電動アシスト自転車を運転する際はその都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、バッテリー残量などが安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとする。
- 2 利用者は、電動アシスト自転車の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに市に連絡し、利用を中止するものとする。

第17条（管理責任）

利用者は、善良な管理者の注意をもって電動アシスト自転車を利用・保管するものとする。

第18条（禁止行為）

利用者は、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 電動アシスト自転車を利用者本人以外の者に利用させること。
- (2) ヘルメットを着用せずに利用すること。
- (3) 心身の状態が優れない状況で利用すること。
- (4) 自動車等を用いて電動アシスト自転車を運搬して利用すること。
- (5) 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為
- (6) 交通規則を無視した電動アシスト自転車の利用
- (7) 乗り入れが禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での利用
- (8) 歩行者などの通行障害となるような行為
- (9) 自転車の構造・装置（GPSロガーを含む）・付属品などの改造、取り外し及び変更
- (10) 自転車・装置（GPSロガーを含む）・付属品への塗装（文字を含む。）、シール等の貼付又は塗装を剥がしたり貸出し時に貼付されているシール等を剥がす行為
- (11) 許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪
- (12) 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為
- (13) 電動アシスト自転車を各種テスト若しくは競技、牽引又は後押しに利用すること。
- (14) 標準的な積載量を超えた荷物又は過度に重量のある荷物を積んで走行すること。
- (15) 前各号に類する行為のほか、法令又は公序良俗に反する行為

第19条（放置自転車に対する処置）

- 1 利用者は、前条第11号に規定する場所に電動アシスト自転車を駐輪したときは、放置自転車の撤去、保管等の諸費用の負担、返却までの利用料金その他市に生じた一切の損

害を賠償する責を負うものとする。

- 2 前項の場合において自治体又は警察から市に対して自転車の放置について連絡があったときは、市は、利用者に連絡し、速やかに電動アシスト自転車を移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、利用者はこれに従うものとする。
- 3 市が第1項の費用を立て替えて支払ったときは、利用者はこの費用を市に対して速やかに支払うものとする。

第20条（貸出し自転車の返還義務）

利用者は、利用契約期間の終了に伴う電動アシスト自転車の返却に当たっては、通常の使用による損耗を除き、借り受けたときの状態で返却するものとし、備品を含む電動アシスト自転車の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、市は電動アシスト自転車の修理、新規調達費用など原状回復に要する費用を利用者に請求できるものとする。

第21条（貸出し自転車が返還されない場合の処置）

- 1 市は、利用者が利用契約期間を超過しても電動アシスト自転車を返還せず、かつ、市の返還請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明などの事情により電動アシスト自転車が横領されたものと市が判断したときは、利用契約を解除するとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとする。
- 2 前項に該当することとなった場合、利用者は、電動アシスト自転車の回収及び探索に要した費用などの他、市に生じた一切の損害を賠償する責任を負う。

第22条（賠償責任）

利用者は、本規約の各条項に定めるもののほか、利用者が電動アシスト自転車を利用して第三者又は市に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第5章 免責

第23条（免責）

利用者は、理由の如何に関わらず、電動アシスト自転車を利用したこと又は電動アシスト自転車が利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、市に故意又は重過失がある場合を除き、損害の賠償を請求することができないものとする。

第24条（不可抗力の免責）

利用者は、天災地変その他の不可抗力の事由により、利用契約終了時まで電動アシスト自転車が返却できない場合は、これにより生ずる損害についての責任を負わないものとする。この場合、利用者は直ちに市に連絡し、その指示に従うものとする。

第6章 情報管理

第25条（個人情報の利用）

- 1 市は、利用登録及び利用契約、その他電動アシスト自転車の貸出しに伴って取得した

利用者の個人情報を、下記の目的の範囲で利用するものとし、米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）に従って厳格に取扱いを行う。

- (1) 市が、利用登録の申込みや利用契約の締結などに当たり、適切な判断や対応を行う目的
- (2) 市が、電動アシスト自転車の貸出しに伴う管理に必要な連絡、各種書類の送付、本人確認に当たり、適切な判断や対応を行う目的
- (3) 市が、利用者との利用契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行う目的
- (4) 市が、個人を特定できない形態にした上で、電動アシスト自転車の利用情報等の集計、分析を行う目的
- (5) 市が、個人を特定できない形態にした上で、本事業の執行を管理する事務局（一般社団法人環境パートナーシップ会議（同法人が業務委任を行う事業者を含む。次条第3項において、「事業執行事務局」という。）及び所管する経済産業省に電動アシスト自転車の利用情報等を提供する目的

2 市は、本事業に関連する運営管理等業務（代金決済事務、利用者管理、問合わせ窓口、その他一切の事務）を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じた上で、前項により取得した個人情報を当該業務委託先に預託するものとする。

第26条（位置情報の利用）

- 1 市は、本事業で貸出しを行う電動アシスト自転車に備付けのGPSロガーを通じて、市の設定する頻度で、電動アシスト自転車利用時の位置情報（緯度及び経度の情報）を収集するものとする。市は、収集した位置情報を基に、利用者が利用規約に従って適切に電動アシスト自転車を利用しているかを確認することができるものとする。
- 2 市は、前項で収集した位置情報を基に、利用者ごとの電動アシスト自転車の使用状況について、走行距離、走行ルート、使用日数、使用時間等を算出し、個人を特定できない形態にした上で、集計（性別や年齢層等、個人属性別の集計を含む。）・分析を行い、この結果を公表することができるものとする。
- 3 市は、第1項で収集した位置情報データ及び前項で実施した集計・分析データについて、個人を特定できない形態にした上で、事業執行事務局及び事業を所管する経済産業省にデータ提供を行うことができるものとする。また、当該データ提供を受けた事業執行事務局及び経済産業省は、当該データを用いた集計・分析を独自に行い、この結果を公表することができるものとする。

第7章 雑則

第27条（規約の変更）

市が本規約を改訂した場合、市のホームページへの掲載をもってその通知とする。また本規約の改訂は、利用契約の目的に反せず、変更が合理的であると認められる範囲において、利用者への事前の通知無く行うことができるものとする。

第28条（通知等）

利用者に対する市からの通知及び連絡等は、利用契約時に登録した電話番号又はメールアドレスに行い、その発信時に通知及び連絡等の効力が発生するものとし、不到達による不利益は利用者が負うものとする。

第29条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約及び利用契約の準拠法は日本法とし、本規約又は利用契約に関連して生じた紛争については、鳥取地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（令和2年7月9日制定）